

予防責任の体系としては、さらに労働安全衛生法上の「事業者責任」が定められています。労働安全衛生法は、前述のような企業の安全配慮義務という基本的な責任を前提にして、労働災害防止のため、各種の事前予防のための安全衛生管理措置を定め、これを罰則をもって企業に遵守を強制しているものです。

同法に定める安全衛生管理を行うべき主体は、同法では「事業者」と規定しています。一般に労働安全衛生法違反で、事業者が送検されるのは重大な労働災害を発生させたからだと思われていますが、それは誤解です。労働安全衛生法は労働災害の予防法であり、事前に災害を発生させないように防止措置を尽くすことを義務づけているものであり、災害発生という結果を問いません。安全装置が不備のプレス機を用いて作業させたり、墜落防止措置を講じないで高さ2メートル以上の箇所で作業させたりすること自体が、同法では違反なのです。同法は、労働者保護法であり、行政取締法としての事前予防法で事業者に事前の措置を強制しているのです。

また、労働災害が発生した場合、事業者は次のような責任が問われることがあります。

### (1) 「刑事責任」

労働安全衛生法は、事業者に対し労働災害防止措置を義務づけています。労働災害の発生の有無を問わず、これを怠ると刑事責任が課せられます。

また、業務上労働者の生命、身体、健康に対する危険防止の注意義務を怠って、労働者を死傷させた場合、業務上過失致死傷罪（刑法第211条）が問われることとなります。

**業務上：** 労働者が負傷、疾病若しくはこれらの要因による障害又は死亡したことが業務との間に一定の因果関係（相当因果関係）があること。

### (2) 「民事上の損害賠償責任」

被災労働者又は遺族から労働災害で被った損害について、不法行為責任や安全配慮義務違反で損害賠償を請求されることがあります。その請求により労災保険給付が行われた場合、事業者は労災保険給付の価額の限度で損害賠償の責任を免れます。

しかし、労災保険給付では精神的苦痛に対する慰謝料など損害の全てをカバーしていません。労災保険給付の価額を超える損害に関しては、民事上の損害賠償の責任が問われます。